

見附市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月14日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第12号

見附市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

見附市職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和43年見附市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第25条の2第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第4条第1項中「具備していること」の次に「若しくは第13条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金」を加える。

第7条第1項中「第7条の3第2号」を「第7条の4第2号」に改め、同項第1号中「条例第25条の2第7項」を「条例第25条の2第9項」に改める。

第7条の3第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「1箇月当たりの」を「、1箇月当たりの」に、「、同条第2項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、「同条第2項第2号に定める額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第7条の4とする。

第7条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第7条の2 条例第25条の2第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲

げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第10条第3項中「第12条の2第4項」を「第16条第4項」に改める。

第12条第1項第1号中「第13条の2第1項第3号」を「第18条第1項第3号」に、「第13条の3第2項第2号」を「第19条第2項第2号」に改め、同項第2号中「この項」を「この条及び次条」に改め、同条第2項第2号ア中「当該事由」を「前項第1号に掲げる事由」に、「発生等」を「発生」に改め、「直前の住居」の次に「又は同項第2号に規定する配偶者の住居」を加える。

第15条を第22条とし、第14条を第21条とする。

第13条の4第1項中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第13条の3第1項中「第25条の2第8項」を「第25条の2第9項」に改め、同条を第19条とする。

第13条の2第1項中「第25条の2第7項」を「第25条の2第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同項第3号中「第13条の4第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第2項及び第3項中「第25条の2第7項」を「第25条の2第8項」に改め、同条を第18条とする。

第13条を第17条とする。

第12条の2第1項中「第13条の2第2項第2号」を「第18条第2項第2号」に、「第14条」を「第21条」に改め、同条第4項中「第25条の2第6項」を「第25条の2第7項」に、「第7条の3第3号」を「第7条の4第3号」に、「第7条の3第2号」を「第7条の4第2号」に、「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に改め、「その合計額」の次に「及び条例第25条の2第5項第1号に定める額」を加え、「第13条の2第2項」を「第18条第2項」に改め、同条を第16条とする。

第12条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第13条 条例第25条の2第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路又はこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第16条第2項に規定す

る扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして
市長が定める施設でないこと。

- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

- 第14条 条例第25条の2第5項の規則で定める職員は、第7条の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

- 第15条 条例第25条の2第5項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）

が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

- (2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の見附市職員の通勤手当の支給に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(適用日前から駐車場等を利用している職員の届出)

- 2 令和8年4月1日（以下「適用日」という。）前から駐車場等（見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年見附市条例第

5号) 第1条の規定による改正後の見附市一般職の職員の給与に関する条例
(昭和31年見附市条例第5号) 第25条の2第5項に規定する駐車場等をい
う。) を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用すること
により適用日において同項の職員たる要件を具備するに至ったものは、この規則
による改正後の見附市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規
則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。